

## ⑪技能講習

厚生労働省から委託を受け「技能講習事業」を行っています。

今日の建設現場は、技術とともに「資格」が必要になっています。センターでは、資格を取るための「スキルアップ型講習」「職種転換・常用就職型講習」「安定就労のためのカウンセリング（職業相談）」など、職業生活の安定が図れるように応援しています。

### 受講対象者

あいりん地域において求職活動を行っている日雇労働者で講習内容を理解し、資格を取得後就労が可能で健康な者。

※一般雇用保険適用者、求職者支援制度（支援訓練）の対象者は対象外。

### 申込方法

事前の申込と選考日の両日に来所が必要です。（申込科目により異なります。）

※電話での受付はできません。

※資格を希望する理由が不明確な場合や、申込に必要な持ち物が無い場合は受付できません。

### 持参する物

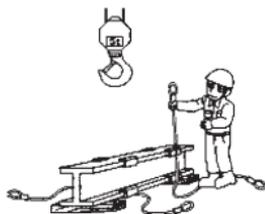
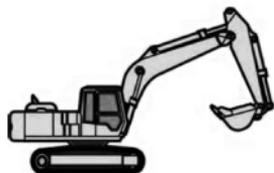
- ① 本人確認ができる有効期限内の公的証明書（写真付きのマイナンバーカード、運転免許証など）  
※住民票の場合は、受講希望科目の講習初日から数えて3ヶ月以内のもの
- ② 大阪府外に住所がある方は、事業所の推薦状が必要です（センターに登録している事業所、又は大阪府下に所在地がある事業所）
- ③ 日雇労働被保険者手帳をお持ちの方は必ず手帳を持参してください
- ④ 受講科目によっては修了証や証明写真等が必要です  
※（修了証等に記載されている氏名、生年月日などが①と必ず同じであること）

# 応援します！現場で生きる資格の取得

## 講習科目等

### スキルアップ型講習

- ① 建設関係講習：車両系建設機械、不整地運搬車、ショベルローダー、各種作業主任者等
- ② 運輸・製造他関係講習：フォークリフト、高所作業車、玉掛け、小型移動式クレーン、ガス溶接等



### 職種転換型・常用就職型講習

- ① 自動車運転免許関係
- ② 介護業務関係
- ③ 清掃体験講習
- ④ パソコン講習
- ⑤ はたらく人のマナー講座
- ⑥ 運搬・梱包業務その他、職種転換や常用就職に向けた講習



## 安定就労のためのカウンセリング

カウンセラー（職業相談の専門家）が、あなたとマンツーマンで、仕事の相談や生活・心配ごとの相談にのります。

そして、安定就労に向けて「技能習熟」や「職種転換」がスムーズに行くよう必要な応援をします。（予約制）

## 就職支援のとりくみ ーご利用くださいー

### 【技能講習受講者への就労支援】

就業機会増大、常用雇用等の安定した雇用への移行支援として、ハローワークの就労支援ナビゲーターによる個別求職相談（予約制）や、センターの求職相談を実施しています。また、パソコン講習受講後の希望者には、自由に練習していただけるパソコンを用意（予約制）していますので積極的に活用してください。

### 【就職活動講習会の開催】

技能講習修了証を取得した後、「履歴書の書き方がわからない」「面接時にはどのようなことに気をつければよいのか」など悩んでおられる方を対象に、相談を受けています。ご希望の方はお申込みください。

くわしくは技能講習係まで

